

平成 23 年 8 月 17 日

日立キャピタル損害保険株式会社

地震・津波リスクを補償する特約へのニーズが高まる
～ 企業向け団体長期障害所得補償保険 ～

日立キャピタル損害保険株式会社（本社：東京都千代田区 代表取締役社長：佐藤良治）は、企業向けの団体長期障害所得補償保険（以下、GLTD《Group Long Term Disability の略称》といます。）を販売していますが、地震や津波による身体障害を原因とした就業障害を補償する「天災危険補償特約」への企業のニーズが高まっています。

GLTDでは通常、地震や津波による就業障害は補償の対象外ですが、「天災危険補償特約」を付帯することによって補償の対象とすることが可能です。東日本大震災の発生にともない、この特約へのニーズが高まっており、当社保有契約における「天災危険補償特約」の付帯率は、平成 23 年 2 月末では 24.6%でしたが、直近の平成 23 年 7 月末には 29.8%まで上昇しています。

GLTDは、従業員の職場復帰を支援するための保険であり、多くの企業にご利用いただいています。当社は、GLTDを販売することにより、企業の従業員の誰にでも起こり得る病気やケガによる“働けないリスク”についての不安を解消するとともに、地震や津波による身体障害を補償する「天災危険補償特約」の販売（※）によって、企業の福利厚生制度をより充実させる支援を行っています。

（※）「天災危険補償特約」の取扱の詳細については、当社の定めるところによります。

－本件に関するお問い合わせ先－

日立キャピタル損害保険株式会社 経営企画部 担当：作井 横田

TEL：03-5276-5364／ FAX：03-5276-0098 URL：<http://www.hitachi-ins.co.jp/>

(別紙)

(参考)

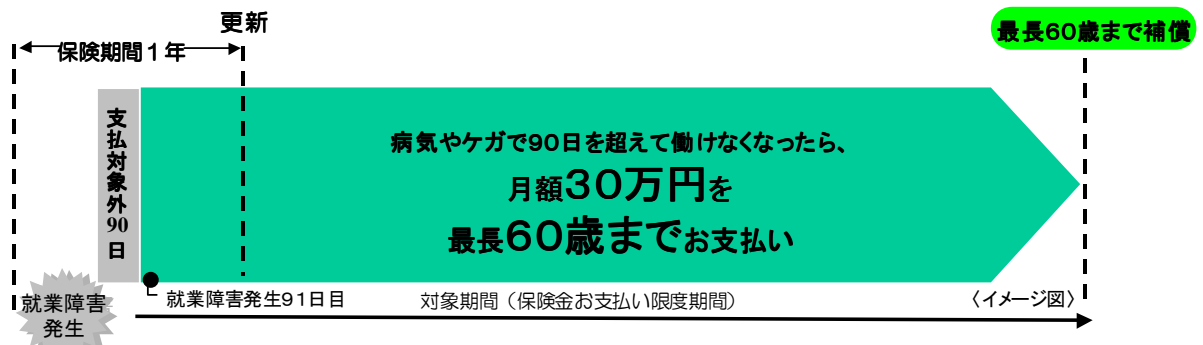
団体長期障害所得補償保険（略称：GLTD《Group Long Term Disability》）の概要

企業（団体）が保険契約者となり、その企業の従業員を対象として、病気やケガで働けなくなった場合に日常生活を維持していくための所得の損失を最長60歳まで補償する保険です。企業が保険料を全額負担するケース、企業が保険料の一定割合を負担し、残りは任意加入の従業員が負担するケース、従業員が任意加入し保険料を負担するケースなどがあります。

入院中はもちろん、自宅療養中でもお支払いの対象になります。

(注) 対象期間（保険金お支払い限度期間）を「60歳まで」としてご契約いただいた場合です。

(イメージ図)



(注) 取扱の詳細については、当社の定めるところによります。

実際の保険金お支払事例

事例① パーキンソン病が進行して退職し、その後4年間にわたって通院、自宅療養中で、約1,100万円の保険金がお支払されました。



事例② 大腸癌が進行、転移し、入退院を繰り返して抗癌剤治療を継続、その後3年間にわたって約1,600万円の保険金がお支払されました。

